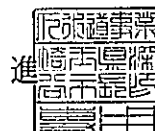


(写)

深企業発第121号  
令和元年 10月 1日

深谷市上下水道事業運営審議会長 様

深谷市長 小 島



深谷市農業集落排水処理施設使用料について（諮問）

深谷市上下水道事業運営審議会条例（平成18年条例第224号）第1条の規定に基づき設置された貴審議会に、下記事項について意見を求めます。

記

1. 諮問事項

農業集落排水処理施設使用料について

2. 諮問の趣旨

本市の農業集落排水処理施設使用料は、平成27年10月に地区ごとに異なっていた使用料体系を統一し、現在に至っております。その際開催された深谷市農業集落排水事業運営審議会における答申で、「今後は現行の定額制から、使用水量により料金を算定する従量制への移行を検討されたい。」との意見をいただいております。

このため、農業集落排水処理施設使用料のあり方について、貴審議会の意見を賜りたく諮問するものです。

以上